

厚生労働省和歌山労働局発表
平成30年4月27日

| | |
|---|---|
| 担 | 厚生労働省和歌山労働局 雇用環境・均等室 |
| 当 | 雇用環境・均等室長 佐々木 晃子 雇用環境改善・均等推進監理官 林 雅通 電 話 073-488-1170 |

報道関係者 各位

「平成30年度和歌山労働局行政運営方針」を策定

～「働き方改革」を推進しより魅力的で活力のある和歌山をめざして～

和歌山労働局（局長 松淵 厚樹）では、県民ニーズに的確に答えた行政運営を行うため、和歌山地方労働審議会の審議を経て「平成30年度和歌山労働局行政運営方針」を策定しました。

労働局、県下5か所の労働基準監督署、8か所の公共職業安定所（ハローワーク）において、平成30年度はこの運営方針に基づき業務を推進していきます。

「平成30年度和歌山労働局行政運営方針」の重点施策

第1 「働き方改革」の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

「働き方改革」を進めることは、すべての働き手が健康で安心して生き生きと働くことができる職場環境の実現につながると同時に、企業としても、人材の確保、定着率の向上、働き手の能力の発揮、労働生産性の向上などにつながり、各企業と地域全体の発展に結び付くものであり、魅力ある雇用・職場環境の実現のため「働き方改革」を総合的に推進してまいります。

第2 女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画

若者、障害者、女性・男性、難病や障害のある方、生活困窮者など、誰もが社会の一員として、家庭や職場、そして地域で、それぞれ自分らしく活躍できるチャンスが得られるように「一億総活躍社会」の実現が求められているところであり、労働者がそれぞれの事情に応じた働き方を選択できる、魅力ある雇用・職場環境の実現のため「多様な働き手の参画」を総合的に推進してまいります。

平成 30 年度和歌山労働局行政運営方針の重点施策の具体的内容

○雇用環境・均等行政における重点施策

企業において、すべての働き手が健康で安心して生き生きと働くことのできる雇用環境を実現するために働き方改革と女性活躍の推進を一体的に取り組むことが重要であり、地方公共団体と連携し、働き方改革の推進に努め企業が行う取組を一体的に支援し、同一労働同一賃金の実現など非正規労働者の待遇改善、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進等の企業の取組を促します。

また、セクシュアルハラスメント等の未然防止に努めるとともに、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法の確実な履行確保を図りつつ、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法等の推進により、企業の雇用管理改善を促進します。

さらに、年次有給休暇の取得促進等を図るとともに、無期転換ルールの周知、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた周知・啓発等労働局施策を周知することにより、労働条件の確保・改善対策を行います。

○労働基準行政における重点施策

働く人々が健康で安心できる職場環境を実現するため、長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止を始めとする法定労働条件の確保・改善を図るため、監督指導等を行い、適正な労働時間管理、健康管理、基本的な労働条件の枠組みの確立等に係る指導を徹底するほか、重大・悪質な事案に対しては、司法処分を含め、厳正に対処します。

また、最低賃金制度は、労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして適切に機能する必要があることから、最低賃金の改定については、地方最低賃金審議会の円滑な運営を図るとともに、労使団体、地方自治体等の協力を得て、周知と履行確保を図ります。

さらに、第 13 次労働災害防止計画の目標達成に向けて、労働災害が多発・増加している業種に、労働災害防止対策を重点的に推進するとともに、メンタルヘルス、治療と職業生活の両立支援など労働者の健康確保対策を推進します。

○職業安定行政における重点施策

失業を未然に防止し、失業者の生活の安定と再就職の促進を図るほか、雇用を取りまく環境の変化に対応するため、担当者制等のきめ細やかな就労支援や良質求人確保、求人内容の正確性・適法性の確保に努め、職業紹介業務の充実強化による能動的・積極的マッチングを推進します。

また、正社員希望者に対する就職支援や、非正規雇用労働者の正社員転換、人材育成、処遇改善など、労働者のキャリアアップを推進します。

地方公共団体と連携した地域雇用対策としては、和歌山県との協定に基づく一体的実施の取組や、県下の市町村と連携した就職支援・職業紹介を行うことにより、地域に必要な人材の還流、確保に努めます。

さらに、女性・若者・障害者・高齢者などの雇用対策を進めることにより、誰もが安心して働き、その意欲や能力を十分発揮できる労働環境の整備などを推進します。

※詳細は、添付の「平成 30 年度和歌山労働局行政運営方針」及び「平成 30 年度和歌山労働局のとりくみ」をご参照ください。